

○文部科学省告示第三百三十四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、令和元年文部科学省告示第百六号（強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

表の聖ゲオルギウスと竜の項中「同年十一月十一日」を「令和三年二月二十八日」に改める。